

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 20 号

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(あっせん) 第 4 条 [略] 2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合においては、これをあっせん員のあっせんに付するものとする。ただし、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに付さないことができる。 (1)～(6) [略] (7) [略] 3 [略]	(あっせん) 第 4 条 [略] 2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合においては、これをあっせん員のあっせんに付するものとする。ただし、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに付さないことができる。 (1)～(6) [略] <u>(7) 労働審判法（平成 16 年法律第 45 号）による労働審判 手続の申立てがなされているもの又は同法による調停が成 立し、若しくは同法による労働審判が行われたもの</u> (8) [略] 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。